

告示

埼玉県告示第八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年二月二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六〇一号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料42 号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十二年十月十七日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 六二五号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料76 号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十二年十月二十七日	
埼玉県第 六六三号	配合肥料	1・20 ゆうきく ん	窒素全量 一・〇 りん酸全量 二〇・〇 含有を許される有害成分の最大量及	平成三十五年十一月九日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目四十九番十二号

